

内閣府

令第二号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）
第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のよ
うに定める。

平成二十三年九月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

国土交通大臣 前田 武志

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

別表第一規制標識の部分一方通行の項の次に次のように加える。

自
転
車
一
方
通
行

(326の2 A・B)

道路法第四十六条第一項の規定に基づき、
標示板の矢印が示す方向の反対方向に
する自転車の通行を禁止すること。

交通法第八条第一項の道路標識により、
標示板の矢印が示す方向の反対方向にす
る自転車の通行を禁止すること。

一定の方向にする自転車の通行を禁
止する歩道、自転車道又は自転車歩
行者道の区間の入口及び歩道、自転
車道又は自転車歩行者道の区間内の
必要な地点における路端

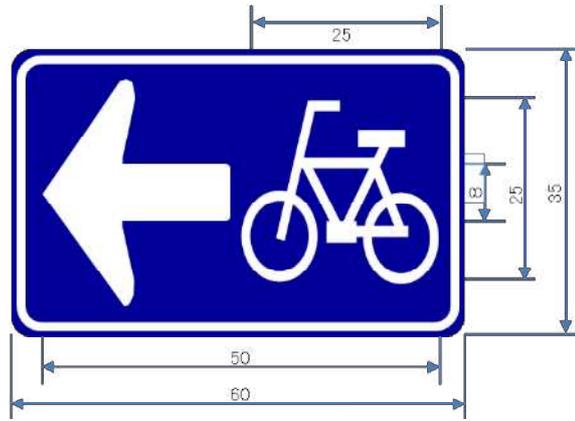
一定の方向にする自転車の通行を禁
止する歩道又は自転車道の区間の入
口及び歩道又は自転車道の区間内の
必要な地点における路端

別表第二 規制標識の部分中

	一 方 通 行 (326 B)
--	-----------------------------------

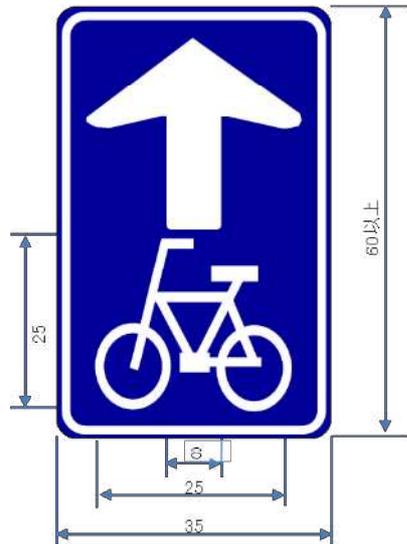
を

	一 方 通 行 (326 B)
---	-----------------------------------



自
転
車
一
方
通
行

(326 の 2 A)



自
転
車
一
方
通
行

(326 の 2 B)

に改める。

⌊

別表第二の備考一の(一)の31中「自転車及び歩行者専用」の下に「自転車一方通行(2)A)」を加

え、同表の備考一の三の3の(4)及び同表の備考一の五の8の(3)中「一方通行」の下に「及び自転車一方通行」を加える。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。